組合員各位

三浦市農業協同組合 代表理事組合長 加藤 勝典

共済規程の一部変更について、下記のとおり令和6年5月29日理事会において議決 しましたので、定款第51条第2項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、神奈川県知事の承認を受け、効力が生ずること となります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、自賠責保険・共済の契約引受・管理等にかかる 業界共同システムの導入に伴い、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納が 可能となるため、共済規程の一部を変更する。

2. 実施時期

令和7年1月1日

以 上

変更理由書

損害保険業界では、自賠責保険・共済の契約引受・管理等にかかる業界共同システムの構築が進められており、契約者の利便性の向上が見込まれることから、同システムに参画することとしている。

自動車損害賠償責任共済について、現在は申込時に現金で共済掛金を収納することを前提としているが、今般の同システムへの参画に伴い、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納が可能となるため、共済掛金の払込に当たってキャッシュレス決済手段を選択することができるよう共済規程の一部を変更する。